令和5年第4回定例会 議案関係資料(各部個別説明案件)

資料3

(追加発送議案)

			ページ
1	箕面市国民健康保険条例の一部改正について	市民部	1
	【第140号議案関係】		
2	大阪大学箕面キャンパス跡地活用事業における財産処分 及び財産の無償譲渡について	地域創造部	2
	【第138・139号議案関係】		

議会説明資料 第140号議案

令和5年12月14日

箕面市国民健康保険条例の一部改正について

市民部 国民健康保険室

◆ 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を 改正する法律(令和5年法律第31号)の施行に伴い、出産する被保険者の産前産後期 間の国民健康保険料を令和6年1月から免除するため、箕面市国民健康保険条例を改 正します。

1 改正の内容等

①対象期間: 出産予定日(又は出産日)の属する月の前月から4ヶ月間 (多胎妊娠の場合は、出産予定月の3ヶ月前から6ヶ月間) 妊娠85日以降の場合は、流産や死産も対象

_	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	出産予定月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
単胎のかた			免除	免除	免除	免除	
出産予定月							
多胎のかた	免除	免除	免除	免除	免除	免除	

②免除内容:対象期間にかかる出産する被保険者分の所得割額及び均等割額 (同じ世帯の他の加入者の保険料や世帯の平等割は免除の対象外)

③財源割合: 国1/2

都道府県1/4

市町村1/4

	令和5年度(4ヶ月分)	(参考)令和6年度
対象者見込み	42人(11月出産以降)	82人
免除額見込み	1,179千円	3,769千円
市負担(1/4)	296千円	997千円

④手 続 等: 出産予定日の6ヶ月前から世帯主が届出

届出が漏れた場合も、レセプト情報等をもとに対象者を把握し、届け出され

るべき内容を確認して、職権にて免除する予定

免除後の保険料を保険料決定(更正)通知書にて世帯主あてに通知

⑤施行期日: 令和6年1月1日(施行日前の出産であっても、令和6年1月以降の対象期

2 周知について

- ・広報紙1月号、市ホームページに掲載する他、国保リーフレットにて案内する。
- ・市各窓口(国保、戸籍、母子手帳窓口等)のブースに案内ちらしを掲出する。
- ・国保窓口において、新生児の国保加入や転入の際などに制度の案内を行う。

議会説明資料 第138·139号議案

令和5年12月14日

大阪大学箕面キャンパス跡地活用事業における 財産処分及び財産の無償譲渡について

地域創造部地域活性化室

- ◆ 大阪大学箕面キャンパス跡地活用事業において、優先交渉事業者であるESR株式会社が設立した本事業を実施する合同会社と停止条件付きの一般定期借地権設定契約及び借地権付建物売買契約を令和5年12月13日に締結いたしました。
- ◆ 本契約の締結を受けて、大阪大学箕面キャンパス跡地の既存建物について、事業者が 今後活用する建物は事業者に売却し、それ以外の建物は、事業者の負担で責任を持って 解体除却工事を行うことから、事業者に対し、無償譲渡を行います。

1 契約締結に伴い処分、無償譲渡する財産

- (1)処分する財産
 - ·契 約 停止条件付き借地権付建物売買契約
 - ·所 在 箕面市粟生間谷東八丁目2734番地
 - ・構造棟数 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 1棟
 - ·床 面 積 412.04 ㎡
 - · 処分金額 23.419.000 円

(2)無償譲渡する財産

- ·契 約 無償譲渡条項がある停止条件付き一般定期借地権設定契約
- ·所 在 箕面市粟生間谷東八丁目 2734 番地
- ・種 別 校舎、図書館、学生寮等
- ·棟 数 32 棟
- ·総床面積 60.416.95 ㎡

2 相手方(優先交渉事業者であるESR(株)が設立した合同会社)

- ・東京都港区浜松町一丁目 20番 10号ライオネス浜松町 506号室
- ·ESR31合同会計

会社の事業内容 資産の流動化に関する法律に基づく出資、投資用資産の取得、保有、管理処分等

※合同会社とは 会社法 576 条 4 項に規定される法人組織

3 大阪大学箕面キャンパス跡地活用事業

- (1)主な活用計画
 - ・データセンター、学校施設、交流施設、店舗、公園・緑地、回遊街路等
- (2)停止条件付き一般定期借地権設定契約の内容
 - ·相 手 方 ESR31合同会社
 - ・契約金額 借地料: 752 億円(うち、前払借地料 20 億円)、契約保証金 30 億円(最大)
 - ·契約期間 70年
 - ・土地面積 140,400.04 ㎡(約 14 ヘクタール)
 - ・停止条件 ①箕面市議会の承認の議決
 - ②北部大阪都市計画の変更の決定
 - ③事業者が本事業を実施するため必要と判断する相手方との間での法的 拘束力がある基本合意書の締結
 - ④事業者が本事業を実施するため必要と判断する関西電力株式会社から の電力の供給承諾がなされること
 - ※①②については令和6年12月末まで、③④については令和6年6月末までに成就しなければ、本契約の効力は生じない。
 - ③④の停止条件が成就しなかった場合は、別途締結する覚書において、約 1.4 億円の違約金を事業者が市へ支払うこととなっている。

(3)今後の予定

- ·令和6年~令和8年 解体、造成·開発工事
- · 令和 8 年~ 建設工事
- ・令和9年 店舗、交流施設オープン
- ・令和 10 年 学校施設開校、データセンターの一部稼働